

医療等分野のネットワーク接続の機関認証に関する調査・研究

接続規定（素案）

全国保健医療情報ネットワークにおける

相互接続基盤事業主体

→ネットワーク事業者向け

平成 30 年 3 月 30 日

目次

第 1 章	総則.....	3
第 2 章	ネットワーク接続方式.....	4
第 4 章	接続機関へのネットワーク提供.....	6
第 5 章	運用.....	7
第 6 章	利用中止及び利用停止.....	7
第 7 章	その他.....	8

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は(事業主体)が運営する全国保健医療情報ネットワーク(以下、本ネットワークという)における相互接続基盤にネットワーク事業者が接続する場合に必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条

本規程において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとする。

(1) 本ネットワーク

医療等分野の様々なサービスを相互接続して安全かつ効率的に利用できるネットワーク。

(2) 相互接続基盤

本ネットワークに接続するネットワークを相互接続するネットワーク基盤。

(3) (事業主体)

本ネットワークにおける相互接続基盤を運営する主体。

(4) 機関認証主体

本ネットワークに接続する接続機関を認証し、電子証明書を発行する組織。

(5) ネットワーク事業者

保険医療機関、保険薬局、地域医療情報連携ネットワークの事業主体(以下地連事業主体という)、介護事業者、医療情報共有サービスを提供する民間事業者(以下、サービス事業者という)等接続機関が本ネットワークに接続するに際してVPN(Virtual Private Network: 仮想プライベートネットワーク)サービス等の本ネットワーク接続サービスを提供する事業者。

(6) 接続機関

保険医療機関、保険薬局、地連事業主体、介護事業者、サービス事業者。

(7) 地連事業主体

地域医療情報連携ネットワークを運営している主体。

(8) サービス事業者

本ネットワークに接続することを許可された医療機関等や地連事業主体へ本ネットワークを介してASP・SaaSサービスを提供する事業者。

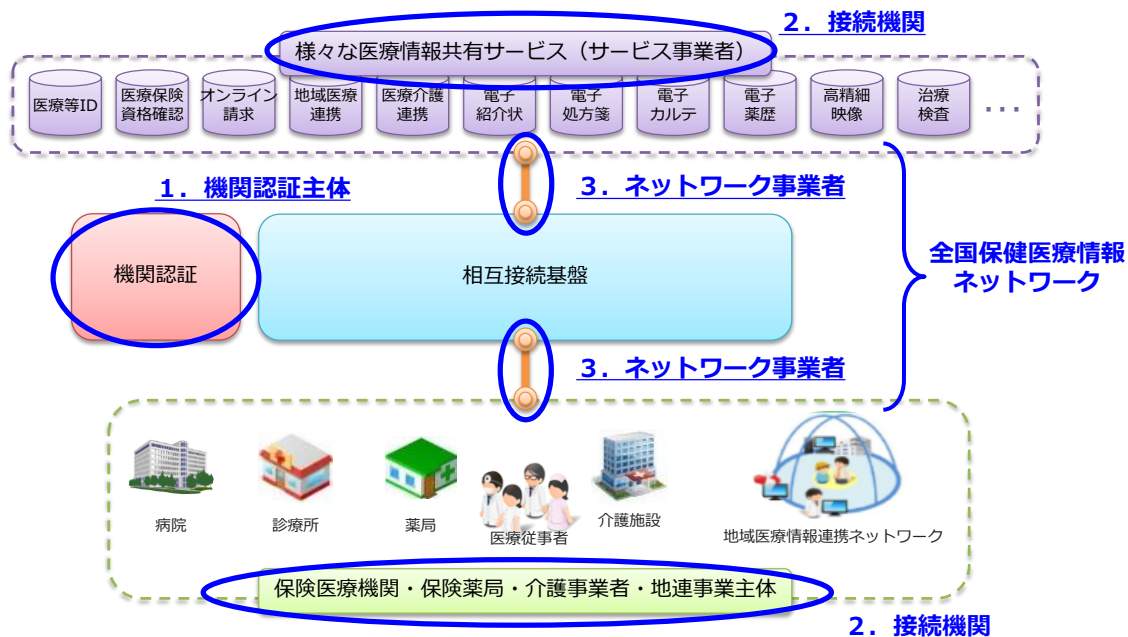
(9) アクセス回線事業者

データ通信を行うための回線(光ファイバー回線、メタル回線等)を提供する回線事業者。

(適用)

第3条

本規定が適用される範囲と対象者は、ネットワーク事業者とする。



第2章 ネットワーク接続方式

(接続方式)

第1条

ネットワーク事業者が本ネットワークに接続する際に用いるネットワーク接続方式は下記のいずれかとし、ネットワーク事業者に応じて選択できるものとする。

1. 閉域 IP 通信網 (IP-VPN)
2. 専用線
3. (事業主体)が指定するネットワーク方式

(相互接続方式)

第2条

- (1) 相互接続基盤のサービスレイヤ
- (2) ネットワーク事業者の接続：経路の暗号化の有無
 1. 閉域 IP 通信網 (IP-VPN)
 2. 専用線
- (3) VPN セッション情報の管理の有無 (エンド部分)

(IP アドレス設計)

第3条

- (1) 相互接続基盤採番 IPv4 アドレスの方式

- (2) 相互接続基盤採番 IPv6 アドレスの方式
- (3) 相互接続基盤採番 IP プロトコルバージョン : IPv4/ IPv6 の選択

(IP アドレス変換)

第 4 条

(アドレス解決方式)

第 5 条

- (1) アドレス解決手段の方式

(VPN サービス事業者間経路制御)

第 6 条

- (1) 網-VPN サービス事業者間のルーティング方式

(VPN サービス事業者の信頼性確保)

第 7 条

- (1) 相手先の識別と認証 (中継装置間) の方式
- (2) VPN サービス事業者の信頼性確保 (セキュリティ要件)
- (3) VPN サービス事業者の信頼性確保(評価要件)

(通信経路上の安全管理措置の方法)

第 8 条

(責任範囲)

第 9 条

(1) ネットワーク事業者の責任の範囲は、相互接続基盤、又はネットワーク事業者センター側の VPN 装置から接続機関内の CPE 装置までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとする。

(免責事項)

第 10 条

- (1) 本ネットワークを通じて取り扱われる医療分野等の情報及びその他情報についてはその情報を取り扱う利用者の責任とする。
- (2) (事業主体) は、法律上の請求原因の如何を問わず、本ネットワークの利用あるいは利用不能から生じるいかなる損害に関しても一切責任を負わないものとする。
- (3) ネットワーク事業者が、本ネットワークの利用によって第三者に損害を与えた場合、

またはネットワーク事業者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。なお、ネットワーク事業者が本ネットワークの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とする。

第4章 接続機関へのネットワーク提供

(接続機関)

第1条

- (1) 接続機関とは、(事業主体)のセキュリティ規定(接続機関用)に基づき、機関認証主体から本ネットワークに接続することを許可された保険医療機関、保険薬局、地連事業主体、介護事業者、サービス事業者とする。

(接続認定要件)

第2条

- (1) 接続機関は(事業主体)のセキュリティ規定(接続機関用)に基づき、機関認証主体に接続を許可され、機関認証主体から接続認定証明証または電子証明書を発行される。ネットワーク事業者は接続機関の接続認定証明証または電子証明書の真正性を確認した上でネットワークサービスを提供できることとする。

(接続方式)

第3条

- (1) 接続機関は(事業主体)の接続規定(接続機関用)に基づき、本ネットワークに接続されなければならないため、ネットワーク事業者は接続規定(接続機関用)に準拠したネットワーク接続方式で接続機関と本ネットワークを接続するものとする。

1. 閉域 IP 通信網 (IP-VPN)
2. インターネット VPN (IPsec+IKE)
3. 専用線
4. その他、最新の『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省)』に適合し、かつ、相互接続基盤の事業主体が認めるネットワーク接続方式

(接続申請)

第4条

- (1) 本ネットワークへの接続は機関認証主体から接続認定を受けた接続機関からネットワーク事業者へ申請するものとする。

(責任範囲)

第5条

(1) ネットワーク事業者の責任の範囲は、相互接続基盤、又はネットワーク事業者センター側の VPN 装置から、接続機関内 CPE 装置までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとする。ただし、サービスの提供形態によってネットワーク事業者と接続機関での責任範囲は変わることもあるため、契約等明確にすることとする。

第 5 章 運用

(有効期間)

第 1 条

準拠性の認定の有効期間は、(事業主体) が定めるものとする。

※準拠性の認定の有効期間は、2 年とする。(例として、現在の HISPRO の適合性評価の期間は 2 年のため)

(再審査)

第 2 条

接続機関に提供するネットワークを変更・追加した場合、準拠性の認定の有効期間を超過する前に、ネットワーク事業者は再度、事業主体が認定した第三者機関のセキュリティ基準準拠の審査を受けなければならない。

(内部審査)

第 3 条

ネットワーク事業者は、日常業務においてセキュリティ基準の準拠に努めるとともに、ネットワーク事業者自身の責任において準拠性の内部審査を定期的実施しなければならない。

(違反行為に対する措置)

第 4 条

ネットワーク事業者がセキュリティ基準を遵守していないことが判明した場合、(事業主体) は当該ネットワーク事業者の認定を取り消す等の講ずることができる。

第 6 章 利用中止及び利用停止

(利用の中止)

第 1 条

(1) (事業主体) は次の各号のいずれかに該当する場合には、サービスの提供を中止又は制限することがある。

イ サービスの提供に係る機器等の保守又は工事においてやむを得ないとき

ロ 天災、事変、その他非常事態の発生により、サービスの全部又は一部を提供することができなくなったとき

(2) (事業主体)は、前項の規定によりサービスの提供を中止又は制限しようとする場合には、あらかじめその旨をネットワーク事業者に連絡する。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(利用の停止)

第2条

(1) (事業主体)は次の各号のいずれかに該当する場合には、サービスの提供を中止又は制限することがある。

イ ネットワーク事業者が料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。

ロ ネットワーク事業者が規定に違反したとき

第7章 その他

(関係者への通知)

第1条

(1) 本規程は、本ネットワークに参加するすべての利用者及び国保健医療情報ネットワークの運営と構築等に係わる団体、企業、法人等とその関係者に公開するものとし、(事業主体)は、ホームページへの掲載その他メーリングリストなど(事業主体)が適切と判断する方法及び範囲で、必要となる事項を通知するものとする。

(2) 認定を受けたネットワーク事業者について、(事業主体)は、ホームページへの掲載その他メーリングリストなど(事業主体)が適切と判断する方法及び範囲で、必要となる事項を通知するものとする。

(本規程の変更)

第2条

(1) (事業主体)は、ネットワーク事業者の承諾を得ることなく本規定を必要時に追加・変更できるものとする。

(2) 変更等の際は、その変更内容をホームページ上に掲載又は(事業主体)が適切と判断する方法によって利用者に通知する。その効力は通知された所定の期日から発効するものとする。

(準拠法)

第3条

(1) この約款に定めのない事項又はこの約款の履行について疑義が生じた場合は、(事業主体)と利用者の双方が信義誠実の原則に従い協議するものとする。

(2) 本規程及び利用変更契約等の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとする。